

陸前高田市震災復興計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1 この要綱は、陸前高田市震災復興計画（以下「復興計画」という。）を総合的、一体的に推進するため、陸前高田市震災復興計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進委員会は、復興計画に関する次の事項について所掌する。

- (1) 復興計画の推進に関すること。
- (2) その他復興計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 推進委員会は、関係分野の有識者等又は学識経験者の中から市長が委嘱する委員50名以内をもって組織する。

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5 推進委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6 推進委員会に、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、市長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。

3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の推進委員会は、市長が招集する。

2 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8 推進委員会の庶務は、復興局復興推進課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。